

火災・風水害等により発生したり災ごみの処理について

胆江地区衛生センターでは、構成市町内（奥州市・金ヶ崎町）の住宅が火災・風水害等の被害を受けた場合に、発生した一般廃棄物について搬入手数料を減免して受入れることができます。

減免の手続きや、り災ごみの処理方法については、奥州金ヶ崎行政事務組合までお問い合わせください。

【申請窓口】 奥州金ヶ崎行政事務組合
施設管理課管理係 TEL0197-24-5821

【受入場所】 胆江地区衛生センター
奥州市水沢佐倉河字仙人49番地

【必要書類】

- ・ り災証明書又は被災証明書
- ・ 本人確認ができるもの
（自動車運転免許証等）

【注意事項】 り災ごみの搬入は、り災者自らの搬入か、構成市町の一般廃棄物収集・運搬許可業者に依頼しての搬入に限ります（運搬に伴う経費は、り災者の負担となります）。